

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

C-Box通信 1月号

はじめに

ご挨拶

皆様、遅ればせながら

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

今年の正月は穏やかな天候で、良い新年が迎えられたかと思います。今年の干支は卯で、六十干支によると癸卯の年になります。

「癸」は雨や霧など、静かで温かい大地を潤す恵みの水を表し、十干の最後にあたる「癸」は生命の終わりとともに、新たな生命が成長し始める状態を意味しています。「卯」はうさぎの様子から安全、温和の意味があり、うさぎのように跳ねあがるという意味もあります。

それで、今年は、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になると考えられます。

私も今年は年男で、元気よく飛躍できる年にしたいと思っております。

皆様にとっても今年が良い年になりますようにお祈り申し上げるとともに、早く、コロナ禍も収まり、ウクライナ紛争が終結することを祈っております。では、今年最初のC-BOX通信をお届け致します。



今月のコラム



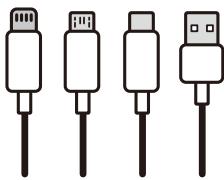
「もう一度、標準化を見直してみる」

「標

準化」という言葉はいろいろな場面で使われますが、ここでは「共通化」と言い換えてみたいと思います。

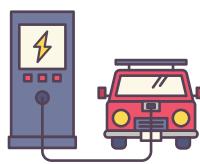
我々の生活の中で、共通化してほしいのが、スマートホン(スマホ)やパソコンの充電器、アダプターの共通化です。スマホでは、それがi-phoneなのか、アンドロイドなのかによって充電器のアダプターは異なりますし、パソコンにしてもその機種によってアダプターが異なります。スマホやパソコンメーカーの差別化、囲い込み化のために、その利用者が異なったアダプターを使わなくてはいけないという不自由を被っているわけです。

そもそもアダプターの「adapt」には「～に合わせる、適合させる」という意味があることを考えれば、多くの人が普段使っている機器に付属するアダプター等は、メーカーの差別化やエゴの前に、それを使う人の利便性を考えて「共通化」



してもらいたいと思います。

それに関連して、これから自動車もEV(電気自動車)に置き変わってきて、その電池について各自動車メーカーやサプライヤーがその開発に凌ぎを削っていますが、その電池についても、どのメーカーの、どの車種であろうと仕様を共通化してもらえないかと思います。充電を前提にするのではなく、電池そのものを取り換えるという発想で臨めないものでしょうか。これも、自動車という今では欠かせないものに対する基本的なインフラとして重要なことではないでしょうか。先日、ガソリンスタンドのオーナーと話をしたのですが、これからは、ガソリンスタンドから電池スタンドになり、電池スタンドで電池を取り換え、そこで充電することになるかもしれないし、それがEVシフトに対する現実的な対応だと考えるのだけれどね!と言われました。





とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!

いちご白書

クイック税務

今月のクイック税務は“評価方法の定めのない財産”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

今月のケース

評価方法の定めのない財産の評価について

相続 総税や贈与税に係る土地や株式などの財産の価額は通常、路線価など財産評価基本通達に定められた評価方法で評価しますが、これまで世の中になかった財産が現れた場合など、評価通達に評価方法が定められていない財産は、総則5項(評価方法の定めのない財産の評価)に基づき、評価通達に定められた評価方法に準じて評価することができます。

最近話題となつたいわゆる「タワマン節税」のようなケースのように、評価通達の「第一章 総則6項(この通達の定めにより難い場合の評価)」により、路線価などの評価通達に基づく評価額とタワーマンションの市場価格とが大きくかい離している場合などには、評価通達以外の評価方法(不動産鑑定士の鑑定評価など)を使うべきとして国税当局から更正処分等を受けることがあります。

一方、総則5項では、「この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する」と定めています。それ

で、国税当局が新たな財産の評価方法を示す際に総則5項が用いられることがあります。最近では、暗号資産の評価方法で適用されています。暗号資産は、財産的価値があるものとして、相続税や贈与税の課税対象となります。

しかし、暗号資産の評価方法は評価通達に定めがないため、総則5項に基づき、評価通達に準じて評価することとされています。具体的には、暗号資産取引所等で活発に取引されている暗号資産は、外国通貨の評価方法(評基通4-3)に準じて、取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期の取引価格によって評価されることになります。



今月のケース



番外編

参考までに:改正不動産登記法と相続人申告登記

所持 有者不明土地の解消に向けて、令和3年4月に民法や不動産登記法が改正され、それにより、令和6年4月1日以後、相続人の登記申請が義務化されました。

改正後は、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年内に相続登記の申請が義務付けられ、正当な理由なく申請を怠った場合は10万円以下の過料が課されます(新不登法76の2、164①)。同時に、3年内に遺産分割が成立しないケース等での手続負担が大きいことを鑑み、申請義務の簡易な履行を可能とする「相続人申告登記」の制度が新設されました(同76の3)。これは、相続人が法務局の登記官に対して、①所有権の登記名義人に相続が開始した旨と、②相続人である旨を申し出ることで、申請義務を履行したものとみなす制度で、申出時に法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定させる必要がないため、申出人が相続人であるとわかる戸籍謄本等を提出すれば事足ります。

3年内に遺産分割が成立しない場合、まずは3年内に相続人申告登記の申出又は法定相続分での相続登記の申請を行うこととなります。その後遺産分割が成立した場合は、成立日から3年内に相続登記の申請を行いう必要があります。

なお、相続登記の申請義務化は、施行日(令和6年4月1日)前に発生した相続も対象とされ、取得を知った日又は施行日のいずれか遅い日から3年内に登記申請を行うことが義務付けられています(令和3年改正民法附則5⑥)。相続に係る登記申請を行っていない場合は、義務化へ向けて確認を進めておく必要があります。

